

アメリカの法人犯罪論

石
堂
功
卓

一 はじめに

二 我が国の法人処罰の法理の現状

- ① 法人の犯罪能力肯定説と責任非難
- ② 法人の犯罪能力肯定説と代位責任・転嫁責任
- ③ 法人固有の責任

④法人処罰の抑止効果の問題—罰金額における自然人と法人とのリンク

三 アメリカの法人処罰の論理

①序論

②一九世紀の判例

People v. Corporation of Albany, 11 Wend. 539 (N.Y. Sup. Ct. 1834)

State v. Morris and Essex Railroad Co. (1852) 23 N.J.L. 360

③二〇世紀初めの判例

New York Central and Hudson River Railroad Co. v. United States 212 U.S. 481 (1909)

④一九六二年模範刑法典 (Model Penal Code) の立場

①代位責任に対する批判

②同一視理論 (identification doctrine)

③各州の模範刑法典に対する立場

【参考】模範刑法典第二一・〇七

(1) 次の各号に定める場合には、法人に対して有罪の認定をすることができる。

(a) その罪が秩序違反行為である場合、又は、その罪がこの法典以外の制定法に限定され、法人に刑事責任を科する立法趣旨が明白に認められる場合であって、行為が、法人のために行為をするその機関により、その職務権限又は雇用契約範囲内になされたとき。ただし、その罪を定めた法律が、法人の責に帰すべき行為をする機関の範囲又は法人に責を帰すべき事情を特別に指定しているときは、その定めるところによる。

(b) 積極的履行を内容とする特殊の義務が法律によって法人に科せられ、これを履行しない不作為が犯罪とされて

いるとき。

(c)役員会が、その罪の遂行を裁可し、要求し、命令し、遂行し、もしくは軽率に容認したとき、又は、法人のために行為する高級管理職員が、その職務権限又は雇用契約の範囲内においてこれらの行為をしたとき。

……(中略)

(5)絶対責任が課せられる罪を除き、第一項(a)……にあたる罪の遂行について法人又は法人格亡き団体が訴追された場合において、その罪となる事項について監督責任をもつ高級管理職員により犯罪の遂行を防止するための適切な注意が尽くされた旨を、被告人が証拠の優越によって照明したときは、これを抗弁と認める。ただし、その罪を定めた立法趣旨と明白に矛盾するときは、この規定を適用しない。

⑤一九九一年組織体に対する量刑ガイドライン

① 代位責任からの訣別

② 組織体に対する刑罰—有責性の考慮

◇罰金

◇プロベーション

【参考】量刑ガイドラインの規定するコンプライアンス・プログラム

①従業者および代理人が従い、犯罪の可能性を合理的に減少させることが可能な基準および手続、②上級職員への法遵守についての監督責任の分配、③違法活動を行う性向のある者に管理権限を与えないための相当の注意、④訓練プログラムの作成と公表による全ての従業者および代理人への法遵守基準および手続の伝達努力、⑤法を順守するための監督および監査システムの使用、⑥犯罪の実行およびそれを発見できなかった過失の責任についての従業者の懲戒、⑦コンプライアンス・プログラムの修正を含めた犯罪への対応および将来の犯罪の防止のための合理的な措置。

⑥ 相当な注意の抗弁

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨

a) すべての犯罪に相当な注意の抗弁を認める

b) 犯罪抑止のための代位責任

c) コンプライアンス・プログラムを抗弁として認める見解

⑦ 対応的法人責任論 (reactive corporate fault)

a) 犯罪後の法人の態度への非難

b) 連邦判例との整合性

c) 犯罪抑止効果

d) 批判—メンズ・レアとアクトゥス・レウスとの分断

⑧ 法人エトス論

a) 犯罪を奨励する法人のエトス (ethos)

b) 具体的行為者の犯罪行為の立証は不要

⑨ 構成的 (推定的) 法人責任論 (constructive corporate culpability)

a) 法人エトス論と同一の基礎

b) 法人のメンズ・レアの判断基準

四 まとめ

自然人の責任と法人固有の責任との複合形態としての法人責任

一面的理解の不当性

アメリカの法人犯罪

一 はじめに

法人の犯罪能力についての我が国の学説は、かつてはこれを否定するのが一般であったが、最近では、肯定説が主流であるといわれる。判例もかつての無過失責任説から過失堆定説に転換しており（最判昭四〇・三・二六）、法人の犯罪能力を肯定する見解に移行したと評価することは可能である。

一方、法人の犯罪能力を否定する見解によれば、現行法上、数多く存在する法人処罰規定はすべて合理的根拠がないものとされてしまう。これが少なくとも解釈論としては採用できない見解であることは論を俟たない。もつとも、否定説は、法人の受刑能力を基礎に法人処罰を考えるのであるが、犯罪能力なく処罰を考えるのは、罪刑法定主義に反するものといわざるをえない。

このように法人の犯罪能力を認めるとしても、本来、そのような純理論的な問題よりも、法人処罰の抑止力を中心とした刑事政策的問題が重視されなければならないという考え方もある。実際に、法人の犯罪能力肯定説も、法人処罰の実質的根拠はそのような犯罪抑止力にあるとするものがほとんどであろう。そうであるならば、まず法人処罰の必要性が問われるべきであり、それが肯定された場合の理論的構成が要求されるのでなければならないといえる。アメリカにおける議論の一般的アプローチはこのようなものであるといわれているのであり、翻って我が国における議論をみると、法人処罰の必要性の問題から法人の犯罪能力の問題が導かれるのではなく、むしろ直接的にあるいは形而上学的な意味で、法人の犯罪能力の問題が論じられているといえる。もちろん、これは日本とアメリカの刑法観の違い、つまり、機能主義対本質主義というように、単純化してとられることが妥当であるかどうかは一つの問題であ

るが、少なくともアプローチの違いがその帰結に何らかの相違をもたらしているのではないかと仮説はたてることが可能ではないかと思われる。そこで、ここでは、アメリカの法人処罰の論理を、我が国における法人処罰の論理を再検討するための準備的作業として若干考察することとする。

二 我が国の法人処罰の法理の現状

ところで、我が国においては、すでに述べたように、法人の犯罪能力を認める見解が有力であるといえるのであるが、それでは、その理論構成が自然人の行為責任と同様の論理で行われうるのかが新たに問題とされる。最も問題であるのは、犯罪能力否定説がいうように、法人は倫理的主体ではないから、責任非難ということは考えられないのではないかということである。

この点については、肯定説は機関の意思・行為を法人のものとして説明してきた。また、そのような代表者の意思・行為だけでなく一定の権限をもつ中間管理職の意思・行為も法人のものとしようとする試みもなされてきた。さらには、実務家の見解の中には、従業員すべての意思・行為をも一定の条件のもとではあるが法人の意思・行為とみなそうとする者も存在する(藤永幸治・宇津呂英雄など)。しかしながら、これらの見解が前提とするのは、結局は代位責任ないしは転嫁責任であり、本来の責任主義の要請を貫徹したものとはいえないという指摘もある(佐伯仁志)。

この点を考慮して、藤木説では、法人自体の注意義務違反を認め、板倉説では、「企業組織体責任論」として、藤木説をさらに徹底させた考え方を構想している。もちろん、これらの説に対しては、当初から法人の絶対責任を問うもので責任主義の要請を破るものであるとの批判が強い。その根拠は、結局、具体的行為者を特定することなく法

人の刑事責任を問うことができる理論を提供することになるという点にあるのであって、まさに、藤木・板倉説の最大のメリットは、逆に責任主義に背馳することになるというのである。ところが、我が国における法人処罰は、そのほとんどが両罰規定によるものである。つまり、具体的行為者の行為なしに法人の行為を考えることは、少なくとも解釈論としては不可能である。しかしながら、実は、法人の犯罪抑止の視点から考えるならば、この点こそが最大の問題点であるといえる。つまり、法人処罰においては、現行法上、罰金が唯一といってもよいほどの法人に対する制裁手段である。ところが両罰規定を前提にするなら、具体的行為者の責任を超える責任を法人に科するのは、法人固有の責任を考えなければ不可能であろう。この意味では、法人と具体的行為者との罰金額が異なることを許した平成三年の法制審議会刑事法部会財産刑検討小委員会の見解は、法人犯罪の抑止力を優先させた結果であり、現行法上の両罰規定との関連からは限界があるといわざるをえない(同旨、青木紀博)。しかし、その後の立法としては、平成四年には、証券取引法および独占禁止法の最高刑が前者が罰金三億円(現在は五億円)に、後者が一億円に、平成五年には不正競争防止法がそれを一億円(現在三億円)に引き上げたのであり、少なくとも実務はこの方向に進んでいる。この点を理論的にどのように考えていくのかが今後の問題といえる。

三 アメリカの法人処罰の論理

ところで、アメリカにおける法人処罰の論理は、このような我が国の実務の変遷と共通した側面をもっており、今後の我が国における理論的發展のために十分参考に値するものと思われるので、その法人処罰の論理の歴史から紹介・検討することとする。

①一九世紀の判例

まず、アメリカでは、公的ニューサンス(公共一般の共通の権利に対する不当な妨害・騒音・振動・悪臭・大気汚染など)の不作为として法人の刑事責任を認める判例が出現した。コーポレーション・オブ・アルバニー事件(*People v. Corporation of Albany*, 11 Wend. 539 (N.Y. Sup. Ct. 1834))がその典型的ケースである。このケースは、ハドソン河の清掃義務があるのに、それを怠りその結果として河川の汚染を生じさせたというものであった。このようにいわゆる「公共福祉犯」については、判例は、厳格責任犯罪としており、したがってメンズ・レアを必要としなため、比較的簡単に法人の刑事責任を認めることができたといえる。しかしながら、この段階では、政策的意図から、不作为の公共福祉犯に限定して認めたのみであり、正面から法人の犯罪能力を肯定したとはいえない状況にあった。

しかし、その後のアメリカの判例は法人の刑事責任を拡大して認めることになった。すでに、一九世紀中に、作為の公共福祉犯に法人の刑事責任を認める判例が出た。それは、公道に建築物を建造などしたことにより起訴された、モリス&エセックス鉄道会社事件(*State v. Morris and Essex Railroad Co.* (1852) 23N.J.L.360)である。この判例においては、前述の判例を一步進め、不作为と作為の区別の困難性を認め、刑事責任を作為犯にも認めたものの、メンズ・レアを要する犯罪に法人の刑事責任を認めることはできないとする限界設定をしたことが注目される。

②二〇世紀初めの判例

しかしながら、一九世紀後半から二〇世紀にかけて、このような状況は一変することになる。すなわち、メンズ・レアを要する犯罪についても、法人の刑事責任を容認する判例が出現したのである。そのような趣旨を示す典型的判

例が、一九〇九年のニューヨーク・セントラル&ハドソン・リバー鉄道会社事件の連邦最高裁判決(New York Central and Hudson River Railroad Co. v. United States 212 U.S. 481 (1909))である。この事件は、鉄道輸送をめぐりリベートの供与を禁止する一九〇七年のエルキンズ法(Elkins Act 1907)の違反事件であり、製糖所への贈賄を行ったことで当該鉄道会社が起訴されたものであった。エルキンズ法では、従業員の行為について法人の代位責任を認めているのであるが、法人に罰金刑を科すことが無関係な株主を処罰することになるので、これが違憲ではないかというのが本件の論点であった。判決では、公共政策の視点から法人に刑事責任を課すことは当然できるとし、すでに不法行為の領域において認められていた代位責任は刑事法においても適用可能であるし、制定法によって禁止された行為を法人が故意に実行しうる犯罪も存在するのであって、代理人(agent)(従業員)がその権限内にある行為によって犯罪を犯した場合には、それが法人のために行われた以上、法人の責任を考えることは可能である、と判示したのである。この事案においては、代位責任を認める制定法が存在したのであるが、その後の判例においては、それが存在しない場合であっても、代位責任を認める根拠として引用されることになった。一般に、このような法人の刑事責任についての代位責任による根拠付けは、現在においてもなお連邦裁判所によって基本的には踏襲されているといわれている。

③ 一九六二年模範刑法典(Model Penal Code)の立場

上述の代位責任の法理は、確かに、法人の刑事責任を広く認めるためには有効な理論といえるのであるが、しかし、一方では、民事的な原理を刑法の領域に無批判に適用することは、責任主義に反するのではないかとの批判が常に存在してきた。

そこで、一九六二年のアメリカ法律協会の模範刑法典は、代位責任の法理に一定の限定を行う原理を提唱するにたった。それが、いわゆる「同一視理論 (identification doctrine)」であり、法人の取締役会または上級管理職員が犯罪に実質的に関与した場合にのみ法人の責任を認めようとするものである。もっとも、模範刑法典においては、すべての犯罪について同一視理論が採用されているのではなく、ほぼ三つの類型に分類して異なる原理を採用しているのである。つまり、第一に、制定法により厳格責任が課せられている場合には、代位責任が認められる。第二に、模範刑法典以外の制定法において法人の刑事責任を認める趣旨が明確である場合には、代位責任が認められる。ただし、この場合に、無過失の抗弁をすることが認められている点で、連邦判例との相違を認めることができる。そして、第三に、この法典における犯罪について一般的に同一視理論の採用を認めたのである。したがって、第一、第二の例外を除いて、模範刑法典は代位責任よりも制限的な条件において法人の刑事責任を認めたものといえるのではあるが、しかし、連邦判例の採用する代位責任と異なり、上級管理職員の管理責任を法人固有の責任と構成した点において、模範刑法典はこれまでの判例の立場と一線を画することとなった。その意味で、責任原理との調和が図られたと評価されているのである。しかしながら、法人責任を具体的行為者と無関係に認めるものと捉えることは行き過ぎであり、具体的行為者の責任は大前提として認められているのである。

このような模範刑法典の態度は、各州の刑法典に形式上受け継がれることになったのではあるが、たとえば、上級管理職員の概念をかなり広く認めたり、無過失の抗弁についてもこれを否定したりして、実質的には法人の絶対責任を容認する結果になっているといえる。現在のところ、模範刑法典の同一性原理を積極的に採用した州は、ハワイ・ケンタッキー・ニュージャージー・ペンシルバニア・テキサス・ユタ・ルイジアナの七州にとどまると報告されている。

④一九九一年組織体に対する量刑ガイドライン

一九八四年包括的犯罪規制法(The Comprehensive Crime Control Act)の下で、設置された連邦量刑委員会は、一九九一年に組織体に対する量刑ガイドラインを連邦議会に提出し、同年、施行されることとなった。このガイドラインの特徴を簡単に述べることは困難であるが、このガイドラインが従来の代位責任に基づく量刑を目指したものでないことは明らかである。中には、代位責任からの決別を目指したもの(Lauffer)との指摘もあるくらいである。

ガイドラインは、組織体に対する刑罰として、罰金刑、プロベーション、犯罪被害の救済(被害弁償 restitution)、救済命令 remedial order、社会奉仕命令 community service、被害者への有罪判決の告知命令 order of notice to victims)を規定している。このうち、罰金とプロベーションについて紹介することとする。

まず、罰金は、犯罪目的のある組織体とそうでないものとを区別し、前者についてはすべての純資産を剥奪する罰金刑を想定する。しかし、これは極端なケースであろうから、通常は後者について問題となろう。ここでは、犯罪の重さと有責性(culpability)のスコアを考慮して罰金額が定められるようになっていく。その有責性スコアについてみると、加重事由としては、①犯罪行為への上級職員の関与・容認、②前科、③プロベーションの遵守事項違反など、④捜査・訴追・量刑手続の企業経営者による妨害、の四種であり、減輕事由としては、①犯罪の防止と発見のために有効なコンプライアンス・プログラムを実施していたこと、②犯罪の自己報告、捜査協力、責任の承認、がある。

次に、プロベーションに関連しても、有責性スコアの影響がみられる。たとえば、必要的にプロベーションが言い渡される場合として、五〇名以上の従業者を有する企業が量刑時までにコンプライアンス・プログラムを実施できていない場合や、企業の刑事責任が問われた量刑の五年以内に再び同種の犯罪行為が行われた場合、犯罪防止のために

企業内の変化の確保が要求される場合などがある。また、プロベーションの遵守事項に関しても、組織体の犯罪予防や発見などについてコンプライアンス・プログラムを実施し、裁判所へ定期的に報告することなどが規定されている。

これらの罰金刑やプロベーションについての各基準をみると、企業を一つの組織体として捉え、そこに固有の責任を考えているのではないかと思われるのであるが、しかしながら、これらは量刑における場合であって、すでに連邦裁判所は基本的に代位責任より法人の責任を肯定しているのである。ところが、論理的には、犯罪の成否の問題と量刑問題とを完全に切り離して考えることには無理がある。そこで、アメリカでは、法人固有の刑事責任を基礎付ける理論的試みが行われているのである。次にそれを簡単に紹介しよう。

⑤ 相当な注意の抗弁

すでに模範刑法典は、法典以外の厳格責任犯罪でない制定法犯罪について、上級管理職員が犯罪防止について相当な注意を立証すれば、これを抗弁と認めるとしていたわけであるが、これを発展させ、すべての法人犯罪に相当な注意の抗弁を認めるべきではないかとする見解がある。

この見解によれば、法人犯罪の抑止のためには模範刑法典のような同一視理論では不十分であり、基本的に代位責任を容認せざるをえないが、法人が組織として犯罪防止のために相当な注意を払っていたならば、刑事責任が否定されるのである。この見解においては、結果として、法人の組織としての有責性を問うことができると同時に、代位責任の下に犯罪抑止効果を期待できるとするのである。

このように、相当な注意の抗弁を認めるとするなら、今度は、相当な注意の実質が問題とされるべきであるが、これについてガイダンスが採用していたコンプライアンス・プログラムを抗弁として認める見解が生じることになる。

ガイドランスが採用したコンプライアンス・プログラムは量刑における減軽事由として考慮されたが、それを積極的に無過失の抗弁として認めようとするのである。

しかしながら、責任主義との調和を真剣に考えるならば、抗弁としてのコンプライアンス・プログラムを容認するのでは不十分であるばかりか、法人のメンズ・レアを積極的に立証することが必要であり、代位責任そのものが再検討されなければならないとの批判があることに注意すべきである。

⑥ 対応的法人責任論

この見解はフィス (Brent Fisse) の提唱するものであるが、その特徴は、法人固有の責任について、法人が組織体として犯罪後にどのような犯罪予防ないしは改善措置をとったかを問題にする点にある。この見解は、犯罪後の法人の対応を法人の非難可能性に関連づける点で、「対応的法人責任 (reactive corporate fault)」と呼ばれる。

その根拠としてフィスが挙げるのは、法人犯罪について一般に非難が向けられるのは、犯罪行為自体よりも犯罪後の法人の態度に対してであるという点、前述ガイドランスが法人のコンプライアンス・プログラムの実施を減軽事由として認め、連邦判例も代位責任により法人責任を認めつつも、犯罪後の対応的措置を減軽事由として考慮している点、さらに、法人処罰にあっては、過去の犯罪に対する応報よりも、将来の犯罪抑止を目的として適切な予防措置を義務付けることがより重要であるという点などである。

確かに、このような視点の重要性は否定すべきではないが、しかし、行為後の事情を量刑ではなく、法人固有の責任に関係させ、犯罪の成否を論ずるのは、メンズ・レアとアクトゥス・レウスを分断させるものであり、犯罪意思と犯罪行為が包括的に認められればよいという無限定な犯罪認定に導くことになり、容認できない。やはり、フィスの

いう対応的責任は量刑事情でしかありえないと思われる。

⑦ 法人エトス論

そこで、法人の責任を直接、法人自体のいわば体質に求めようとする見解が生じる。つまり、犯罪を積極的に奨励するようなエトス (ethos)、あるいは人格 (personality) がある場合には、法人固有の責任が認められるとする見解 (Pamela Bucy) がそれである。

この見解によれば、法人内部のさまざまな要素 (階級構造、目的、政策、各手続き、従業員の各管理体制など) を総合的に考慮し、違法行為を促進するようなエトスを保持していた場合には、法人の責任が確定されるというのである。そして、具体的な犯罪行為との関連については、連邦判例は代位責任の下で従業員が犯罪を行うことが必要とされ、模範刑法典では上級管理職員がそれを行うことを要するとしていたのであるが、法人エトス論においては、それだけでは不十分であり、法人自体が犯罪を促進するエトスを有していたことを立証しなければならぬことになる。また、連邦判例では、従業員がその職務内において会社のために犯罪行為を行うことを要件とするのであるが、この見解では、従業員が犯罪行為を行えば十分であり、前述の法人エトスが立証されるならば、個々の犯罪行為者を特定する必要はないとされる。その意味で、我が国における、藤木・板倉説と同一の基礎をもつものといってよいが、一方、また同じ批判も可能であると思われるのも事実である。

⑧ 構成的 (推定的) 法人責任論

法人エトス論に基本的に従いつつ、それをさらに発展させ、精緻なものにした見解が構成的法人責任 (constructive-

ive corporate culpability) の理論である (Laufer)。

この理論の基本的視座は法人エトス論とほぼ同じであるといえるが、重要な点で相違が認められる。つまり、法人エトス論は、法人の犯罪促進傾向を総合的な見地から認定し、そこに非難可能性の根拠を見いだそうとするのであるが、それ以上の理論的な枠組みは提示されていない。具体的なメンズ・レアの確定にあたってはさらに細かな精神状態の認定が必要となるが、構成的法人責任論はこの認定に理論的根拠を与えるものであるとする。すなわち、模範刑法典は主観的な精神状態として目的・認識・無謀・過失の四つを掲げるのであるが、この理論によれば、これらの要素を法人の構造や性質などから合理的に推論するということになる。それは、個々の犯罪について主観的要素の確定において平均人が基準となるのと同様に、法人責任においても、同一規模の平均的法人ならばどのような精神状態にあったかを問題とすべきだとするのである。法人エトス論と異なり、メンズ・レアの確定のための判断構造を示した点に特徴があるといえる。

しかしながら、そのような判断を行うためには、法人固有の責任が前提されていないから、この理論は、法人エトス論の延長線上にある理論といえるのである。したがって、個々の具体的行為者の特定を必要としない点についての批判がここでも当てはまるといわざるをえない。

四 まとめ

本稿では、アメリカの法人処罰の論理を論じてきた。もちろん、アメリカといっても多様であり、各州の現状はそれぞれ異なる。ここでは、その細部にまで立ち入ることができなかったが、一般的傾向は指摘しえたのではないかと

思われる。

少なくとも、連邦判例においては、法人処罰は現在に至るまで「代位責任」の論理によって行われていることが確認し得た。そして、責任原理との関係から、代位責任に対する反省が行われ、模範刑法典およびガイドラインによって、一定の修正が行われていることも指摘した。

しかしながら、問題は、このような理論的な傾向がさらに進み、法人自体の固有の責任を認めうるのかどうかという点である。そのような方向性を持つ見解をいくつか紹介したが、自然人の犯罪行為を前提にしない法人処罰の論理が必ずしも成功したものではないことは、我が国における法人処罰の理論の実態と類似している。

結局、最も重要であるのは、自然人の刑事責任と法人の責任とが相互に干渉し合いつつ、全体としての責任を構成しているという事実であろう。代位責任の下で自然人の責任のみを強調することも、法人自体の責任だけを考えることも、一面的すぎると思われるのである。やはり、法人の行為は自然人の行為を前提としたものであるし、そこから法人固有の行為ないしは責任がどれだけ認められるのかが問題なのである。我が国において、両罰規定における罰金額が、法人と自然人とで異なるものとなる傾向が徐々に認められてきているが、そのバランスがあまりにくずれ、自然人を前提としない法人固有の責任が強調されすぎることになれば、従来の刑法理論では説明できない事態が生じることになる。犯罪抑止という刑事政策的観点からそれが必要とされるにしても、それを根拠付ける刑法理論が必要である。今のところ残念ながら、そのような理論的發展は構築されたとは言えないのである。

追記・北澤正啓先生には、公私に亘り御教導頂いた感謝の念をこめて、本稿を捧呈する次第である。